

宗教団体「エホバの証人」による全信者向け通知について

2023年5月11日

エホバの証人問題支援弁護団 事務局

宗教団体エホバの証人の日本支部は2023年5月10日、同年3月31日の厚生労働省（現こども家庭庁）からなされた要請を受け、国内のエホバの証人の全信者に向けた通知（以下、「教団通知」といいます。）を送った旨を公表しました。この教団通知についての当弁護団の考えは以下のとおりです。

記

1 鞭問題について

教団通知には、「エホバの証人は児童虐待を容認していません」・「聖書中の懲らしめという語は虐待や残虐さとは全く関係がありません」・「親は決して子供に厳しく接してはいけません」等の表記があり、これまで報道されてきたような極めて過酷な鞭については容認しないとのメッセージと理解できます。この教団通知以降、今後は鞭がなされないものと期待できると考えられ、この点においてエホバの証人側の対応は評価に値するとともに、厚生労働省の要請は極めて意義深いものであったと考えます。

一方で、「過去に鞭が蔓延してきたかどうか」については教団通知は一切沈黙しており、過去に鞭問題が存在したか否か・その実態はどのようなものであったか、そして今現在、元信者のこども達にどのような影響を与え続けているのかについての究明は、引き続き、必ず、行われるべきであり、今回の教団通知を「鞭問題の過去を消し去る契機」としてはならないものと強く感じます。

2 厚労省の「宗教的児童虐待Q&Aの周知」について

上記厚生労働省によるエホバの証人に対する要請における重要なポイントは、昨年12月に公表された「宗教的児童虐待Q&Aを全信者に周知すること」であったと私たちは理解しています。しかしながら、教団通知はこの点について一切沈黙しています。

上記Q&Aの周知に関連した厚労省の要請に対してのエホバの証人の対応は、ゼロ回答のように読めます。

3 輸血拒否問題について

教団通知には「輸血等の治療については誰かから強制されたり圧力をかけられたりして決めることではない」「医療機関連絡委員会は圧力をかけない」といった旨が記載されています。

一方で、今回の教団通知の中でさえ「エホバの証人は輸血を受け入れることはしません」・「親は子どものために医療上の決定を行う責任があります」と、明確に再度繰り返されているほか、未成年者の輸血拒否は児童虐待である旨の記載は一切見当たりません。加えて、「親は血を避けることを固く決意し、子供のために輸血を拒否しなければなりません」とはっきり明記するS55と呼ばれる教団内部文書や、「輸血を受けないという立場が妥協の余地のないものであることを担当医全員にはっきりと示さなければなりません・私が望んでいるのは私（私の子供）を輸血に代わる方法で治療していただくことです」などとはっきり明記する信者全員向けの書面（『私たちの王国宣教』1990年11月号）などが撤廃されたり撤回されたりしたという表明は全くなされていません。

児童の輸血拒否に関連した厚労省の要請に対してのエホバの証人の対応は、ゼロ回答のように読めます。

4 忌避問題について

教団通知には「未成年の子どもが排斥された場合、親には引き続き子どもを育てる責任があります」・「排斥された家族が同居している場合〈中略〉、その人は従来どおり、普通の日常的な家の仕事や活動に携わるでしょう」といった旨が記載されています。

この点、教団から排除されていようがいまいが、未成年の子どもを親が育てるべきことは一般論の観点からいって当然のことが述べられているにすぎません。むしろ、排斥された家族が「同居している場合」と、あえて条件を記載していることから、同居していない家族については別の対応をすべきとの解釈を許すもの（またはそうした理解を示唆するとさえ理解し得るもの）のように思えます。この点、実際にエホバの証人の最重要機関紙『ものみの塔』1981年11月15日号は排斥された家族が同居していない場合は扱いを変えるべきであると明確に言い切っており、そうした家族につき「不必要な交わりを避け、事務的な接触も最小限にとどめる努力を払うべきです」との記載がありますし、この同じ指示が『ものみの塔』2013年8月15日号でも繰り返し言及されています。教団通知にはこの見解を撤廃ないし撤回する記載は存在しないように読めます。

なにより、エホバの証人組織からの離脱の手続には「排斥」と「断絶」の2種類があり（注：輸血は断絶処分の判断対象になる）、「断絶」した場合の扱いについて教団通知は一切沈黙しており、信者側の理解を前提とした場合、「断絶の場合は扱いが違うのだろう」との理解を引き起こしえる通知のように感じられます。

忌避に関連した厚生労働省の要請に対してのエホバの証人の対応は不十分極まりないもの、もしくは「断絶された人」を前提に解釈すると、限りなくゼロ回答に近いもののように読めます。

5 結論

教団通知に関し、鞭問題について一定の積極的的回答を得たことを考えると、この点につき、厚生労働省が行った対応は高い支持と評価を受けるべきものと感じます。

同時に、鞭以外のテーマ、すなわち児童の輸血拒否問題・忌避問題、そして何より「宗教的児童虐待についてのQ&A」記載の多数の事項に関しては、エホバの証人側からの回答は大部分がゼロ回答もしくは不十分極まりないものであるように読めます。

厚生労働省をはじめ立法府やマスメディア、そして社会全体が、これまで議論されてきたエホバの証人の問題に関心を向け、対応を強めたことが、「鞭問題」という最大のテーマのうちの一角を突き崩すことができたのであれば、残されたそのほかの多くのテーマについても、引き続き、鋭い関心と的確な対応を維持し続け、社会全体の問題として解決されてゆくべきであると私たちは考えますし、同時に、そのようになることを強く希望いたします。

以上